

電源 I' 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約書 (発電設備) 【標準契約書】

〇〇株式会社 (以下、「甲」という。) と四国電力送配電株式会社 (以下、「乙」という。)(乙が属地 TSO とならない場合、「と●●電力株式会社 (以下「丙」という。))」を加える。), とは, 2020 年 8 月 31 日に乙が公表した 2020 年度電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱 (以下「募集要綱」という。) を承諾のうえ, 甲が乙の供給区域における厳気象時の需給バランス調整等のための調整力を (乙が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供することについて, 次のとおり契約する。

(電源 I' 厳気象対応調整力の提供)

第 1 条 甲は, 乙が厳気象時の需給バランス調整等の実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために, 乙 (乙が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合, 「乙」を「乙から依頼を受けた丙 (以下「乙 (丙)」という。))」に置き換える。以降, 本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。) の指令に応じ, 別紙 1 (契約電源等一覧表) の発電設備 (以下「契約電源等」という。) により生じた調整力を用いて, 電源 I' 厳気象対応調整力を (乙が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供するものとする。

なお, この場合, 契約電源等は, ●●●●令和年●月●日実施の乙 (乙が属地 TSO とならない場合, 「乙」を「丙」に置き換える。) の託送供給等約款 (以下「約款」という。) ● (供給および契約の単位) (●) に規定する「調整電源」に, また, 契約電源等のうち揚水発電設備については, 約款附則● (揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置) (●) に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」に, それぞれ該当するものとする。

2 この契約において, 電源 I' 厳気象対応調整力の提供とは, 次のものをいう。

- (1) 甲が, 第 4 条に規定する受電地点において, 契約電源等のうち, 同条に規定する契約電力を, 乙の指令に従い, 次号で求める運転が可能な状態で維持 (以下「待機」という。) すること。
- (2) 甲が, 乙の指令に応じ, 9 時から 20 時までの間において, 契約電源等を契約電力の範囲内で運転すること。
- (3) 契約電源等の発電出力を募集要綱の記載の要件により, 増加させること。

(契約電源等の設定単位)

第 2 条 契約電源等は, 原則として発電機単位で設定するものとする。

(発電計画の提出)

第 3 条 甲は, 契約電源等ごとに当該調整電源のバランシンググループの発電計画値 (以下「BG 最経済計画値」という。) を, 電力広域的運営推進機関を通じて乙

(乙が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙経由で乙」に置き換える。)に提出するものとする。ただし、乙(乙が属地 TSO とならない場合、本条内の以降の「乙」の後に「または丙」を加える。)が必要と認める場合、乙が必要とする発電等計画値、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

第4条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙(乙が属地 TSO とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。)との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙(乙が属地 TSO とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。)との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

(発電所名、所在地、受電地点特定番号、定格出力、契約電力、電圧)

第6条 契約電源等の名称、号機、発電場所の所在地、受電地点特定番号、定格出力、契約電力電圧は、別紙1に定めるものとする。

(設備要件)

第7条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備要件を満たしていることを確約する。

(需給運用への参加)

第8条 乙は、9時から20時までの間で、調整力の提供を必要とする時間の3時間前に、甲に対し、調整力の提供を求めることができるものとする。ただし、第23条に定める調整力提供期間において、12回を限度とする。

2 甲は、乙が調整力の提供を求めた場合は、特別な事情がある場合を除き、これに応じるものとする。また、甲は、調整力の提供について、原則として、3時間継続した後、これを終了することとするが、3時間経過より前に、乙が調整力提供の終了を求める場合、可能な範囲で、これに応じるものとする。

3 乙は、前項の場合も、約款にもとづく甲のバランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

(運用要件)

第9条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

(1) 乙の指令に応じて、乙の指令から3時間以内に、契約電力まで出力増が可能であること。(以下、乙の指令から甲が出力増するまでの時間を「発動時間」という。)ただし、落札判定における非価格評価項目において発動時

間が1時間未満で加点を得ている場合は、発動時間が1時間未満であること。

- (2) 9時から20時までの間において、乙の指令に応じた運転が可能であること。また、当該時間での運転が可能となるよう、発動時間を勘案した時間帯において、待機が可能であること。
 - (3) 乙の指令に応じた出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じること。
 - (4) 契約電源等に不具合が生じた場合、すみやかに乙（乙が属地TS0とならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (5) 契約電源等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
 - (6) (2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、第23条に定める電源I'（厳気象対応調整力の提供期間（以下「提供期間」という。）において、電源I'（厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
 - (7) 乙（乙が属地TS0とならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）の電力系統において契約電源等に係る制約が生じ契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、乙は速やかに甲に制約の内容について連絡するとともに、甲は約款にもとづきBG再経済計画値をすみやかに制約に応じたものに変更すること。なお、乙はこれに必要な協力を行うこと。
 - (8) 契約電源等を所有する発電事業者は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させること。
 - (9) 電源I'（厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙は甲に対し、発電に関する実績データの提供およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じること。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(停止計画)

第10条 甲は、乙が別途定める期日までに、提供期間における契約電源等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は、原則として第23条に定める電源I'（厳気象対応調整力の提供時間を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が認めた場合は、この限りでない。

- (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、作業停止期間の短縮に努めること。
- (3) 乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。

(計量)

第11条 契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに（乙が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第12条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款●（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

- 2 法令により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その実費を甲から申し受けるものとする。

(通信設備等の施設)

第13条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙（乙が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙（乙が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

a 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙（乙が属地 TSO とならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

c 上記 a から b 以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムによる指令の場合

a 甲の簡易指令システム用送受信装置から最寄りの通信事業所等までの間の通信線および通信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 上記 (a) 以外の通信線および通信装置等

乙（乙が属地 TSO とならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。

(調整電力量の算定)

第 14 条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約電源等ごとに 30 分ごとの実績電力量から計画値（ゲートクローズ時点における 30 分ごとの BG 最経済計画値）による電力量を減じた値を 30 分値と定義した上で、乙が求めた調整開始時刻を含む 30 分値から調整終了時刻を含む 30 分値までのすべての 30 分値を合計して算出するものとする。なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（乙が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ応動電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌々月 15 日までに、乙（乙が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）から甲へ通知するものとする。

(料金の算定)

第 15 条 乙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、厳気象対応調整力契約電力料金および（乙が属地 TSO とならない場合、「および」を「を甲に支払うも

のとする。また、丙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、」と置き換える。) 厳気象対応調整力料金を甲に支払うものとする。

2 甲または乙が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日とする。

(厳気象対応調整力契約電力料金の算定)

第16条 各料金算定期間の厳気象対応調整力契約電力料金は、契約電源等ごとに別紙2(月間料金一覧表)に定める月間料金とする。

2 第24条、第25条、第28条もしくはその他事由により、契約期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日が属する月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第17条 契約電源等において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検、契約電源等の需要減等の事由により、乙からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間(運転継続時間が3時間以上の場合は3時間とする。)中において、電源I' 厳気象対応調整力の一部でも(乙が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。)乙に提供できなかった30分単位のコマ(以下「30分単位の当該コマ」という。)に対し、第2項のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定する。ただし、停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達時割戻料金の対象としないことができるものとする。なお、契約電力未達時割戻料金の対象判定(電源I' 厳気象対応調整力契約電力未達と判定される30分単位のコマ数(以下「契約電力未達コマ数」という。)の算定)については、30分単位のコマごとに行なうものとする。

2 契約電力未達時割戻料金については、以下の式にて算定するものとする。なお、発動回数は、運用要件に定める最低発動回数の12回とする。

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \text{別紙2に定める年間料金} \\ \times \frac{\text{契約電力未達コマ数合計}}{\text{発動回数} \times \text{運転継続時間の30分コマ数}} \times 1.5$$

3 契約電力未達コマ数は、以下の算定式で求める。

$$\text{契約電力未達コマ数} = \text{30分単位の当該コマ数} \times \text{一部未達割合}$$

- 4 前項の規定にかかわらず、甲が電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の一部（以下「一部供出電力（申出）」という。）を（乙が属地 TSO とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することを（乙が属地 TSO とならない場合、「甲から乙に」を加える。）事前（指令発動まで）に申し出、乙がそれを認めた場合、契約電力未達コマ数は、以下の算定式で求める。

$$\begin{aligned} \text{契約電力未達コマ数} = & \\ & 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \frac{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力（申出）}}{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力}} \\ & + 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \frac{\text{一部供出電力（申出）}}{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力}} \times \text{一部未達割合} \end{aligned}$$

- 5 一部未達割合は、以下の算定式で求める。ただし、甲が一部供出電力（申出）を（乙が属地 TSO とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することを（乙が属地 TSO とならない場合、「甲から乙に」を加える。）事前（指令発動まで）に申し出、乙がそれを認めた場合、以下の算定式の「電源 I' 厳気象対応調整力契約電力」は、「一部供出電力（申出）」に読み替えるものとする。

$$\text{一部未達割合} = \frac{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2 - \text{当該コマにおける実績調整電力量}}{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2}$$

- 6 当該コマにおける実績調整電力量は、（乙が属地 TSO とならない場合、「丙における」を加える。）契約電源等ごとに、30分ごとの実績電力量から計画値（ゲートクローズ時点における30分ごとのBG最経済計画値）による電力量を減じた値とする。なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（乙が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、当該コマにおける実績調整電力量の算定を行なうものとする。
- 7 第5項における算定結果が0.1を超過する場合は、一部未達割合を1とみなす。また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなす。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。

（停止割戻料金）

第18条 乙の指令の有無に関わらず、契約電源等において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検（乙が属地 TSO とならない場合、「または乙が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた」を加える。）等の事由により、乙の指令に備えた待機をすることができない日数（前条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。）に応じて停止割戻料金を第2項のとおり算定する。

なお、1日のうち、本契約にもとづく調整が求められる9時から20時において、11時間に満たない停止が発生した場合においても、停止日数1日として算定するものとする。

ただし、甲が、別途乙との間で電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結した電源等（ただし、電源Ⅰ周波数調整力契約または電源Ⅰ' 廠気象対応調整力（kW）契約を締結していないことが必要）の中から、代替電源等を用いて電源Ⅰ' 廠気象対応調整力を提供し、乙が停止の対象としないと認めた場合、ならびに停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議により合意した期間については、停止の対象としないことができるものとする。

2 停止割戻料金については、以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{停止日数}}{\text{当該年度の提供期間の平日数合計}} \times \text{別紙2に定める年間料金}$$

3 第1項の停止において、甲が電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力の一部を（乙が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することを（乙が属地TSOとならない場合、「甲から乙に」を加える。）事前に申し出、乙がそれを認めた場合、第1項の停止日数を以下の式にて修正したうえで合計するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{修正後の停止日数} \\ & = \text{修正前の停止日数} \\ & \quad \times \frac{\text{電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力（申出）}}{\text{電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力}} \end{aligned}$$

（ペナルティ料金）

第19条 ペナルティ料金は、第17条で定める契約電力未達時割戻料金および第18条で定める停止割戻料金を各料金算定期間にわたり合計した金額とする。

2 年間のペナルティ料金の合計は、年間料金を上限とするものとする。

（廠気象対応調整力料金の算定）

第20条 廠気象対応調整力料金は、次の（1）の金額から（2）の金額を差し引いた金額とする。ただし、（2）が（1）を上回る場合は、（2）の金額から（1）の金額を差し引いた金額とする。

なお、甲と乙が電源Ⅱ契約等（電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約、電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約）を締結している場合および需給調整市場に関する契約を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金および需給調整市場における料金と合わせて算定する。

(1) 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第14条もとづく上げ調整電力量に、第21条もとづく上げ調整電力量料金に係る単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第14条もとづく下げ応動電力量に、インバランス単価（託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が算定、公表するものをいう。）に $1 / (1 + \text{消費税等率} [\text{消費税率および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(電力量料金単価の提出)

第21条 前条の(1)について、甲は乙（乙が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、乙が定める様式（別紙3（申出単価等一覧表））により、契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。）の12時までに提出するものとする。ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲はすみやかにその旨を乙（乙が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に連絡し、甲乙（乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

なお、V1は、上限電力量単価を上限とし、円/kWh 単位で提出するものとする。

(料金等の支払い)

第22条 乙は第16条にもとづく厳気象対応調整力契約電力料金を当該料金算定期間の翌月15日までに甲へ通知するものとする。乙は第19条にもとづくペナルティ料金を当該料金算定期間の翌々月15日までに甲へ通知するものとする。乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は第20条にもとづく厳気象対応調整力料金を当該料金算定期間の翌々月15日までに甲へ通知するものとする。

2 甲は、第16条にもとづく厳気象対応調整力契約電力料金を前項の通知日の翌日から起算して6日以内に乙に請求し、乙は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。ただし、請

求書の送付が前項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。

- 3 甲は、第20条にもとづく厳気象対応調整力料金（上げ調整電力量料金が下げ調整電力量料金を上回る場合に限る。）を、1項の乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の通知日の翌日から起算して6日以内に乙に請求し、乙は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が1項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。
- 4 乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は、第20条にもとづく厳気象対応調整力料金（下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回る場合に限る。）を、1項の乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の通知日の翌日から起算して6日以内に甲に請求し、甲は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が1項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。
- 5 乙は、第19条にもとづくペナルティ料金を、1項の通知日の翌日から起算して6日以内に甲に請求し、甲は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が1項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。
- 6 2項、3項、4項および5項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は（乙が属地TSOとならない場合、「相手方は」を「乙は甲に」に置き換える。）支払うものとする。
- 7 乙は、次の各号の場合に乙が甲に対して有する債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺処理することができるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。
 - (1) 第19条にもとづくペナルティ料金が生じた場合
 - (2) 第20条にもとづく厳気象対応調整力料金に関し下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回った場合

（電源I' 厳気象対応調整力の提供期間および契約の有効期間）

第23条 本契約にもとづく甲から（乙が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙への電源I' 厳気象対応調整力の提供期間は、2021年7月1日から2021年9月30日までおよび2021年12月1日から2022年2月28日までとする。

- 2 電源 I' 厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間の内、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する日、12月29日、12月30日、12月31日および1月3日を除き、各日9時から20時までとする。
- 3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第24条 甲乙いずれか一方（乙が属地 TSO とならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

（契約の解除）

第25条 甲または乙（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

- 2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。
- 3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う補償)

第26条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方（乙が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第27条 甲または乙（乙が属地TSOとならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（乙が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第28条 甲および乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は、相手方（乙が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（甲が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合
 - a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた要求行為
 - c 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第29条 甲または乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に違反して、相手方（乙が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第30条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）が甲に支払う場合

厳気象対応調整力契約電力料金および上げ調整電力量料金支払い時に収入割相当額（料金に 収入割に相当する率 / (1 - 収入割に相当する率) を乗じた金額）をそれぞれ加算する。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙に支払う場合

ペナルティ料金および下げ調整電力量料金（乙が属地TSOとならない場合、「ペナルティ料金および下げ調整電力量料金」を「ペナルティ料金」に置き換える。）支払い時に事業税相当額（料金に 事業税率 / (1 - 事業税率) を乗じた金額）をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

～乙が属地TSOとならない場合、以下を加える～

(3) 甲が丙に支払う場合

下げ調整電力量料金支払い時に事業税相当額（料金に 事業税率 / (1 - 事業税率) を乗じた金額）をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、丙の事業税率とする。

～ここまで～

(消費税等相当額)

第31条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 本契約にもとづく料金の算定において第16条、第19条および第20条に定める料金にそれぞれ消費税相当額を加算するものとする。

3 消費税相当額の計算にあたっては、第16条、第19条および第20条により算定した料金に第30条第2項(1)に定める収入割相当額または第30条2項(2)に定める事業税相当額を加算した金額を課税標準とする。

(単位および端数処理)

第32条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第33条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間(乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者」に置き換える。)で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第34条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第35条 甲および乙(乙が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。)は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) あらかじめ相手方(乙が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)の承諾を得た場合

(2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合

(3) 調整力の広域的運用に伴い、他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第36条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙(乙が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。)の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等(以下「本契約等」という。)によるものとする。

2 本契約等により難しい特別な事項については、その都度甲乙(乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。)誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，契約締結の証として，本書 2（乙が属地 TSO とならない場合，「2」を「3」に置き換える。）通を作成し，記名押印のうえ甲，乙（乙が属地 TSO とならない場合，「，丙」を加える）それぞれ 1 通を保有する。

□□□□年□□月□□日

（住所）○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

（住所）香川県高松市丸の内 2 番 5 号
乙 四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

（乙が属地 TSO とならない場合，以下の内容を加える）
（住所）○○県○○市○○町○○番
丙 ○○電力株式会社 代表取締役 ○○ ○○

別紙1 契約電源等一覧表

(発電設備)

事業者名	契約電源等	所在地	号機	定格出力 [kW]	契約電力 [kW]	電圧 [kV]	受電地点特定番号
□□発電株式会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機	〇〇	〇〇	187	
			2号機	〇〇	〇〇	187	
			3号機	〇〇	〇〇	187	
			4号機	〇〇	〇〇	187	
	〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機	〇〇	〇〇	187	
			2号機	〇〇	〇〇	187	
			3号機	〇〇	〇〇	187	
	□□発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機	〇〇	〇〇	500	
			2号機	〇〇	〇〇	500	

別紙2 月間料金一覧表

(発電設備)

事業者名	契約電源等	所在地	号機	契約電力 [kW]	年間料金[円]	月間料金 (7月～8月) [円]	月間料金 (9月) [円]	その他
□□発電株式会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機	〇〇				
			2号機	〇〇				
			3号機	〇〇				
			4号機	〇〇				
	〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機	〇〇				
			2号機	〇〇				
			3号機	〇〇				
	□□発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機	〇〇				
			2号機	〇〇				

別紙3 申出単価等一覧表

(発電設備)

適用期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

事業者名	契約電源等	号機	契約電力 [kW]	電力量単価		上限電力量単価※ [円/kWh]
				V1 [円/kWh]	V2 [円/kWh]	
□□発電株式会社	××発電所	1号機	〇〇			
		2号機	〇〇			
		3号機	〇〇			
		4号機	〇〇			
	〇〇発電所	1号機	〇〇			
		2号機	〇〇			
		3号機	〇〇			
	□□発電所	1号機	〇〇			
		2号機	〇〇			

※ 応札時に甲が申請した電力量価格（入札書（様式1）の項目8にて記載の電力量価格を用いて落札案件となった場合は、その価格）

電源 I' 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約書 (DR) 【標準契約書】

〇〇株式会社 (以下、「甲」という。) と四国電力送配電株式会社 (以下、「乙」という。)(乙が属地 TSO とならない場合、「と●●電力株式会社 (以下「丙」という。)) を加える。), とは, 2020 年 8 月 31 日に乙が公表した 2020 年度電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱 (以下「募集要綱」という。) を承諾のうえ, 甲が乙の供給区域における厳気象時の需給バランス調整等のための調整力を (乙が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供することについて, 次のとおり契約する。

(電源 I' 厳気象対応調整力の提供)

第 1 条 甲は, 乙が厳気象時の需給バランス調整等の実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために, 乙 (乙が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合, 「乙」を「乙から依頼を受けた丙 (以下「乙 (丙)」という。)) に置き換える。以降, 本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。) の指令に応じ, 別紙 1 (契約電源等一覧表) の負荷設備 (以下「契約電源等」という。) により生じた調整力を用いて, 電源 I' 厳気象対応調整力を (乙が属地 TSO とならない場合, 「丙を通じて」を加える。) 乙に提供するものとする。

なお, この場合, 契約電源等は, ●●●●令和年●月●日実施の乙 (乙が属地 TSO とならない場合, 「乙」を「丙」に置き換える。) の託送供給等約款 (以下「約款」という。) ●(供給および契約の単位)(●)に規定する「調整負荷」に該当するものとする。

- 2 この契約において, 電源 I' 厳気象対応調整力の提供とは, 次のものをいう。
- (1) 甲が, 第 4 条に規定する受電地点において, 契約電源等のうち, 同条に規定する契約電力を, 乙の指令に従い, 次号で求める運転が可能な状態で維持 (以下「待機」という。) すること。
 - (2) 甲が, 乙の指令に応じ, 9 時から 20 時までの間において, 契約電源等を契約電力の範囲内で需要抑制すること。

(契約電源等の設定単位)

第 2 条 契約電源等は, アグリゲータ単位で設定するものとする。

(発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定)

第 3 条 甲は, 乙 (乙が属地 TSO とならない場合, 「および丙」を加える。) との間で, 仮に本契約にもとづく調整力を提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの (損失率は約款にもとづくものとする。) (以下「調整力ベースライン」という。) の設定方法について, 乙の指定する方法で, 取り決めることとする。また, 乙 (乙が属地 TSO とならない場合, 本条内の以降の「乙」の後に「または丙」を加える。) が必要と認める場合, 乙が必要とする発電等可能電力, 発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

2 前項により算出された調整力ベースラインについては、第14条で定める調整電力量とともに原則として乙からの指令により甲が需要抑制を実施した月の翌月末日までに乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が別途定める様式を用いて甲から乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）へ提出するものとする。

（受電地点および送電上の責任分界点）

第4条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）との間で約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに準ずるものとする。

（財産分界点および管理補修）

第5条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）との間で約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに準ずるものとする。

（契約電力、電圧、需要家名、供給地点特定番号および需要家の需要場所）

第6条 契約電源等の契約電力、電圧、需要家名、供給地点特定番号および需要家の需要場所は、別紙1に定めるものとする。

（設備要件）

第7条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備要件を満たしていることを確約する。

（需給運用への参加）

第8条 乙は、9時から20時までの間で、調整力の提供を必要とする時間の3時間前に、甲に対し、調整力の提供を求めることができるものとする。ただし、第23条に定める調整力提供期間において、12回を限度とする。

2 甲は、乙が調整力の提供を求めた場合は、特別な事情がある場合を除き、これに応じるものとする。また、甲は、調整力の提供について、原則として、3時間継続した後、これを終了することとするが、3時間経過より前に、乙が調整力提供の終了を求める場合、可能な範囲で、これに応じるものとする。

3 乙は、前項の場合も、約款にもとづく甲のバランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

（運用要件）

第9条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

(1) 乙の指令に応じて、乙の指令から3時間以内に、契約電力まで出力増が可能であること。（以下、乙の指令から甲が出力増するまでの時間を「発動時間」という。）ただし、落札判定における非価格評価項目において発動時

間が1時間未満で加点を得ている場合は、発動時間が1時間未満であること。

- (2) 9時から20時までの間において、乙の指令に応じた運転が可能であること。また、当該時間での運転が可能となるよう、発動時間を勘案した時間帯において、待機が可能であること。
- (3) 乙の指令に応じた出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じること。
- (4) 契約電源等に不具合が生じた場合、すみやかに乙（乙が属地TSOとならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (5) 契約電源等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
- (6) (2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、第23条に定める電源I' 厳気象対応調整力の提供期間（以下「提供期間」という。）において、電源I' 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
- (7) 契約電源等に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させること。
- (8) 電源I' 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙は甲、または甲の電源I' 厳気象対応調整力の提供に関連するリソースアグリゲータ等に対し、需要に関する実績データの提供およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じること。

2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(停止計画)

第10条 甲は、乙が別途定める期日までに、提供期間における契約電源等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は、原則として第23条に定める電源I' 厳気象対応調整力の提供時間を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、作業停止期間の短縮に努めること。
- (3) 乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じ

ること。

(計量)

第11条 契約電源等で消費される電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに（乙が属地 TSO とならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。

2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第12条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款●（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その実費を甲から申し受けるものとする。

(通信設備等の施設)

第13条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙（乙が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙（乙が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

a アグリゲータ構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b アグリゲータから最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙（乙が属地 TSO とならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

c 上記 a から b 以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話

や必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムによる指令の場合

a 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

b 簡易指定システムから甲の簡易指令システム用送受信装置までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行なうものとする。

(調整電力量の算定)

第14条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約電源等ごとに、30分ごとの調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に1/(1-損失率)を乗じたものを減じた値を30分値と定義したうえで、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとする。(損失率は約款にもとづくものとする。)なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙(乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。)協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ応動電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌々月15日までに、乙(乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。)から甲へ通知するものとする。

(料金の算定)

第15条 乙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、厳気象対応調整力契約電力料金および(乙が属地TSOとならない場合、「および」を「を甲に支払うものとする。また、丙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、」と置き換える。)厳気象対応調整力料金を甲に支払うものとする

2 甲または乙(乙が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。)が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日とする。

(厳気象対応調整力契約電力料金の算定)

第16条 各料金算定期間の厳気象対応調整力契約電力料金は、契約電源等ごとに別紙2(月間料金一覧表)に定める月間料金とする。

2 第24条, 第25条, 第28条もしくはその他事由により, 契約期間の途中で本契約が終了する場合, 契約終了日が属する月の月間料金については, 契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第17条 契約電源等において, 乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検, 契約電源等の需要減等の事由により, 乙からの発動指令にもかかわらず, 運転継続時間(運転継続時間が3時間以上の場合は3時間とする。)中において, 電源I' 厳気象対応調整力の一部でも(乙が属地TSOとならない場合, 「丙を通じて」を加える。)乙に提供できなかった30分単位のコマ(以下「30分単位の当該コマ」という。)に対し, 第2項のとおり, 契約電力未達時割戻料金を算定する。ただし, 停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は, 契約電力未達時割戻料金の対象としないことができるものとする。なお, 契約電力未達時割戻料金の対象判定(電源I' 厳気象対応調整力契約電力未達と判定される30分単位のコマ数(以下「契約電力未達コマ数」という。)の算定)については, 30分単位のコマごとに行なうものとする。

2 契約電力未達時割戻料金については, 以下の式にて算定するものとする。なお, 発動回数は, 運用要件に定める最低発動回数の12回とする。

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \text{別紙2に定める年間料金} \\ \times \frac{\text{契約電力未達コマ数合計}}{\text{発動回数} \times \text{運転継続時間の30分コマ数}} \times 1.5$$

3 契約電力未達コマ数は, 以下の算定式で求める。

$$\text{契約電力未達コマ数} = \text{30分単位の当該コマ数} \times \text{一部未達割合}$$

4 前項の規定にかかわらず, 甲が電源I' 厳気象対応調整力契約電力の一部(以下「一部供出電力(申出)」という。)を(乙が属地TSOとならない場合, 「丙を通じて」を加える。)乙に提供することを(乙が属地TSOとならない場合, 「甲から乙に」を加える。)事前(指令発動まで)に申し出, 乙がそれを認めた場合, 契約電力未達コマ数は, 以下の算定式で求める。

$$\begin{aligned} \text{契約電力未達コマ数} = & \\ & 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \frac{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力 (申出)}}{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力}} \\ & + 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \frac{\text{一部供出電力 (申出)}}{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力}} \times \text{一部未達割合} \end{aligned}$$

- 5 一部未達割合は、以下の算定式で求める。ただし、甲が一部供出電力（申出）を（乙が属地 TSO とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することを（乙が属地 TSO とならない場合、「甲から乙に」を加える。）事前（指令発動まで）に申し出、乙がそれを認めた場合、以下の算定式の「電源 I' 厳気象対応調整力契約電力」は、「一部供出電力（申出）」に読み替えるものとする。

$$\text{一部未達割合} = \frac{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2 - \text{当該コマにおける実績調整電力量}}{\text{電源 I' 厳気象対応調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2}$$

- 6 当該コマにおける実績調整電力量は、（乙が属地 TSO とならない場合、「丙における」を加える。）契約電源等ごとに、30分ごとの調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値とする。（損失率は属地 TSO の約款にもとづくものとする。）なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（乙が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、当該コマにおける実績調整電力量の算定を行なうものとする。
- 7 第5項における算定結果が0.1を超過する場合は、一部未達割合を1とみなす。また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなす。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。

（停止割戻料金）

第18条 乙の指令の有無に関わらず、契約電源等において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検、契約電源等の需要減（乙が属地 TSO とならない場合、「または乙が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた」を加える。）等の事由により、乙の指令に備えた待機をすることができない日数（前条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。）に応じて停止割戻料金を第2項のとおり算定する。

なお、1日のうち、本契約にもとづく調整が求められる9時から20時において、11時間に満たない停止が発生した場合においても、停止日数1日として算定するものとする。

ただし、甲が、別途乙との間で電源II周波数調整力契約、電源II需給バランス調整力契約を締結した電源等（ただし、電源I周波数調整力契約または電源I'

厳気象対応調整力（kW）契約を締結していないことが必要）の中から、代替電源等を用いて電源Ⅰ' 厳気象対応調整力を提供し、乙が停止の対象としないと認めた場合、ならびに停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議により合意した期間については、停止の対象としないことができるものとする。

2 停止割戻料金については、以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{停止日数}}{\text{当該年度の提供期間の平日数合計}} \times \text{別紙2に定める年間料金}$$

3 第1項の停止において、甲が電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力の一部を（乙が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することを（乙が属地TSOとならない場合、「甲から乙に」を加える。）事前に申し出、乙がそれを認めた場合、第1項の停止日数を以下の式にて修正したうえで合計するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{修正後の停止日数} \\ & = \text{修正前の停止日数} \\ & \quad \times \frac{\text{電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力（申出）}}{\text{電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力}} \end{aligned}$$

（ペナルティ料金）

第19条 ペナルティ料金は、第17条で定める契約電力未達時割戻料金および第18条で定める停止割戻料金を各料金算定期間にわたり合計した金額とする。
2 年間のペナルティ料金の合計は、年間料金を上限とするものとする。

（厳気象対応調整力料金の算定）

第20条 厳気象対応調整力料金は、次の（1）の金額から（2）の金額を差し引いた金額とする。ただし、（2）が（1）を上回る場合は、（2）の金額から（1）の金額を差し引いた金額とする。

なお、甲と乙が電源Ⅱ契約等（電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約、電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約）を締結している場合および需給調整市場に関する契約を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金および需給調整市場における料金と合わせて算定する。

（1）上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第14条もとづく上げ調整電力量に、第21にもとづく上げ調整電力量料金に係る単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第14条もとづく下げ応動電力量に、インバランス単価（託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が算定、公表するものをいう。）に $1 / (1 + \text{消費税等率} [\text{消費税率および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(電力量料金単価の提出)

第21条 前条の(1)について、甲は乙（乙が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、乙が定める様式（別紙3（申出単価等一覧表））により、契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。）の12時までに提出するものとする。ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、甲はすみやかにその旨を乙（乙が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に連絡し、甲乙（乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

なお、V1は、上限電力量単価を上限とし、円/kWh単位で提出するものとする。

(料金等の支払い)

第22条 乙は第16条にもとづく厳気象対応調整力契約電力料金を当該料金算定期間の翌月15日までに甲へ通知するものとする。乙は第19条にもとづくペナルティ料金を当該料金算定期間の翌々月15日までに甲へ通知するものとする。乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は第20条にもとづく厳気象対応調整力料金を当該料金算定期間の翌々月15日までに甲へ通知するものとする。

2 甲は、第16条にもとづく厳気象対応調整力契約電力料金を前項の通知日の翌日から起算して6日以内に乙に請求し、乙は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が前項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。

3 甲は、第20条にもとづく厳気象対応調整力料金（上げ調整電力量料金が下げ調整電力量料金を上回る場合に限る。）を、1項の乙（乙が属地TSOとならない場

合、「乙」を「丙」に置き換える。)の通知日の翌日から起算して6日以内に乙に請求し、乙は、同月末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が1項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。

4 乙(乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。)は、第20条にもとづく厳気象対応調整力料金(下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回る場合に限る。)を、1項の乙(乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。)の通知日の翌日から起算して6日以内に甲に請求し、甲は、同月末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が1項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。

5 乙は、第19条にもとづくペナルティ料金を、1項の通知日の翌日から起算して6日以内に甲に請求し、甲は、同月末日(当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日)までに支払うものとする。ただし、請求書の送付が1項の通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延期するものとする。

6 2項、3項、4項および5項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。)の延滞利息を相手方は(乙が属地TSOとならない場合、「相手方は」を「乙は甲に」に置き換える。)支払うものとする。

7 乙は、次の各号の場合に乙が甲に対して有する債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺処理することができるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。

(1) 第19条にもとづくペナルティ料金が生じた場合

(2) 第20条にもとづく厳気象対応調整力料金に関し下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回った場合

(電源I' 厳気象対応調整力の提供期間および契約の有効期間)

第23条 本契約にもとづく甲から(乙が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。)乙への電源I' 厳気象対応調整力の提供期間は、2021年7月1日から2021年9月30日までおよび2021年12月1日から2022年2月28日までとする。

2 電源I' 厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間の内、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する日、12月29日、12月30日、12月31日および1月3日を除き、各日9時から20時までとする。

3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第24条 甲乙いずれか一方（乙が属地 TSO とならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第25条 甲または乙（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う補償)

第26条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方（乙が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第27条 甲または乙（乙が属地TSOとならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（乙が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第28条 甲および乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は、相手方（乙が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（甲が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合
 - a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた要求行為
 - c 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第29条 甲または乙（乙が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に違反して、相手方（乙が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）もしくは第三者に対

し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

（事業税相当額および収入割相当額）

第30条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

（1）甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙（乙が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）が甲に支払う場合

厳気象対応調整力契約電力料金および上げ調整電力量料金支払い時に収入割相当額（料金に 収入割に相当する率 / $(1 - \text{収入割に相当する率})$ を乗じた金額）をそれぞれ加算する。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

（2）甲が乙に支払う場合

ペナルティ料金および下げ調整電力量料金（乙が属地TSOとならない場合、「ペナルティ料金および下げ調整電力量料金」を「ペナルティ料金」に置き換える。）

支払い時に事業税相当額（料金に 事業税率 / $(1 - \text{事業税率})$ を乗じた金額）をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

～乙が属地TSOとならない場合、以下を加える～

（3）甲が丙に支払う場合

下げ調整電力量料金支払い時に事業税相当額（料金に 事業税率 / $(1 - \text{事業税率})$ を乗じた金額）をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、丙の事業税率とする。

～ここまで～

（消費税等相当額）

第31条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 本契約にもとづく料金の算定において第16条、第19条および第20条に定める料金にそれぞれ消費税相当額を加算するものとする。

3 消費税相当額の計算にあたっては、第16条、第19条および第20条により算定した料金に第30条第2項（1）に定める収入割相当額または第30条第2項（2）に定める事業税相当額を加算した金額を課税標準とする。

（単位および端数処理）

第32条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事

業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第33条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間（乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者」に置き換える。）で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第34条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第35条 甲および乙（乙が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方（乙が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的運用に伴い、他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第36条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙（乙が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（乙が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2（乙が属地TSOとならない場合、「2」を「3」に置き換える。）通を作成し、記名押印のうえ甲、乙（乙が属地TSOとならない場合、「丙」を加える）それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

(住所) 香川県高松市丸の内2番5号
乙 四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

(乙が属地 TSO とならない場合、以下の内容を加える)
(住所) ○○県○○市○○町○○番
丙 ○○電力株式会社 代表取締役 ○○ ○○

別紙1 契約電源等一覧表

アグリゲータ名	契約電力 [kW]			
〇〇株式会社	〇〇			
需要家名	所在地	電圧 [kV]	供給地点特定番号	需要場所
●●株式会社	〇〇県〇〇市××	187		

別紙2 月間料金一覧表

アグリゲータ名	所在地	契約電力 [kW]	年間料金[円]	月間料金 (7月～8月) [円]	月間料金 (9月) [円]	その他
□□株式会社						

別紙3 申出単価等一覧表

(負荷設備)

適用期間
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

アグリゲータ名	契約電力 [kW]	電力量単価 V1 [円/kWh]	上限電力量単価 [※] [円/kWh]
●●株式会社	〇〇		

※応札時に甲が申請した電力量価格（入札書（様式1）の項目8にて記載の電力量価格を用いて落札案件となった場合は、その価格）